

請願第 11号

令和5年10月 5日

川崎市議会議長 青木功雄様

横浜市

全国福祉保育労働組合 神奈川県本部

執行委員長

国の保育士配置の加算にあたって、自治体の独自施策を維持して
保育現場の状況を改善することを求める請願

請願の要旨

保育所等の子どもに対する保育士の配置について、国が1歳児6対1を5対1に、4・5歳児30対1を25対1に改善する加算を行った場合、自治体として関連する独自施策をやめずに国の加算と合わせて、現行を上回って保育士を加配できるようにしてください。

請願の理由

政府は「次元の異なる少子化対策」を掲げ、令和5年6月に「こども未来戦略方針」を発表しました。これを踏まえて、保育所等の保育士の配置基準について、1歳児の6対1（子ども6人に保育士1人）を5対1に、4・5歳児の30対1を25対1にした場合、公定価格に加算する検討がされています。

国の保育士配置の最低基準が低すぎる下で、子どもたち一人一人の成長・発達を保障していくために、独自の加配を行っている自治体も多くあります。検討されている国の加算が実施された場合、自治体が関連する独自の施策をやめてしまえば、実際の現場の状況は改善されないことになってしまいます。自治体が独自施策を取りやめないで、国の新たな加算と合わせて、現行を上回って加配できるようにすることが重要になります。

こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか社会」を実現する上でも、国と自治体が力を合わせて、保育現場を改善させていくことが求められています。

このような状況を踏まえて、お願いします。

紹介議員

宗 田 裕 之